

石川県公報

平成 25 年 11 月 22 日
第 1 2 6 4 9 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
○石川県議会定例会の招集	(財 政 課)	1	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) 3
○一般競争入札の落札者等	(管 財 課)	1	○土地改良区の役員退任公告 (経営対策課) 3
○保安林の指定の解除	(森林管理課)	2	○公共測量終了公告 (監 理 課) 4
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 4
○県道の供用の開始	(同)	2	○入札公告 (警 察 本 部) 4
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正	(出 納 室)	3	公安委員会
			○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 6
公 告			正 誤
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告			○平成25.11.1第12643号中 8
	(県民交流課)	3	

告 示

石川県告示第461号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年第4回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 招集期日
平成25年11月29日
- 場所
金沢市

石川県告示第462号

W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
パーソナルコンピュータ 430台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成25年11月7日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社石川コンピュータ・センター
金沢市無量寺町ハ6番地1

- 5 落札金額
32,101,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年9月27日

石川県告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除に係る保安林の所在場所
輪島市門前町二又川壺〇六45の1・46の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年11月22日から同年12月6日まで縦覧に供する。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
田鶴浜堀松線	羽咋郡志賀町徳田寅78番2地先から 羽咋郡志賀町徳田す10番地先まで	旧	12.05～13.19 127.3	羽咋土木事務所 維持管理課
		新	12.66～34.01 127.3	
〃	羽咋郡志賀町矢田い12番1地先から 羽咋郡志賀町矢田森山台地3番1地先まで	旧	9.43～24.84 398.8	〃
		新	12.58～32.09 398.8	

石川県告示第465号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年11月22日から同年12月6日まで縦覧に供する。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
田鶴浜堀松線	羽咋郡志賀町徳田寅78番2地先から 羽咋郡志賀町徳田す10番地先まで	平成25年11月22日	羽咋土木事務所 維持管理課
〃	羽咋郡志賀町矢田い13番1地先から 羽咋郡志賀町矢田五23番3地先まで	〃	〃

石川県告示第466号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成26年1月18日から施行する。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行志雄支店の項を削る。

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成25年11月6日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たぶんかびと

3 代表者の氏名

福田 昌泰

4 主たる事務所の所在地

金沢市寺地二丁目13番2-3号

5 定款に記載された目的

この法人は外国人市民や多様な文化背景をもつ人たち同士が出会い、集い、自らを表現できる空間を創造することを通して、多文化を持つ子どもたちを始めとした誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
倉 田 孝 一	県 内 全 域	金沢市石引4丁目3-5 社会医療法人財団松原愛育会 松原病院
森 昭 憲	〃	〃
田 村 悠	〃	〃

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

長坂用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	山 岸 利 雄	金沢市長坂 2 丁目 4 番 11 号	平成 25 年 9 月 18 日

公共測量終了公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、野々市市柳町土地区画整理組合設立準備委員会から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成 25 年 11 月 22 日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公 共 測 量 (野々市市柳町土地区画整理事業)	平成 25 年 1 月 7 日から 同年 10 月 31 日まで	野々市市西部地域

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 25 年 11 月 22 日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字横浜ほ 10 番 2 及び 11 番 2	河北郡津幡町字横浜ろ 41 番地 1 一林 一美

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 25 年 11 月 22 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県警察遺失物管理システム改修業務 一式

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 26 年 3 月 20 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）又は平成 12 年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 11 年石川県告示第 653 号）に基づき、平成 25 年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成25年11月27日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成25年11月28日（木）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年11月29日（金）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成25年11月29日（金）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公安委員会

石川県公安委員会告示第121号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1（信号機の設置場所）羽咋警察署管内の表75の項を次のように改める。

75	里本江浜中交差点	羽咋郡志賀町里本江38の23番地先 町道101号線と町道527号線との交差点	H 59. 12. 18
----	----------	---	--------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢西警察署管内の表409、410の項を次のように改める。

409	市道準幹線553号蚊爪大浦町線	金沢市蚊爪町イ100番地先	東蚊爪町方向から大河端町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 17:00まで (土、日、休日を除く。)
410	市道準幹線553号蚊爪大浦町線	金沢市蚊爪町イ118番地1先	須崎町方向から大河端町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 17:00まで (土、日、休日を除く。)

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表に次のように加える。

447	市道白江大橋線	小松市平面町イ74番地先	一針町方向から金沢方向への右折及び平面町方向への直進	車両	終日
-----	---------	--------------	----------------------------	----	----

別表第7（歩行者用道路）金沢西警察署管内の表6の項を次のように改める。

6	市道渦津9号蚊爪町線16号	金沢市須崎町ト90番地1先から 金沢市蚊爪町イ117番地先まで	約630メートル	7:00から 17:00まで (土、日、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車
---	---------------	------------------------------------	----------	-----------------------------------	--------------

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）羽咋警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	市道羽咋286号、国道415号	羽咋市宇土野町イ46番地1先から 羽咋市菅池町ホ4番地先まで		終日	約6,985メートル
---	-----------------	-----------------------------------	--	----	------------

別表第10（普通自転車歩道通行可）羽咋警察署管内の表44の項を次のように改める。

44	国道249号	羽咋郡宝達志水町北川尻レ67番地先から 羽咋郡宝達志水町小川4之部106番地先まで		終日	約1,900メートル
----	--------	--	--	----	------------

別表第11（最高速度の指定）大聖寺警察署管内の表71の項を次のように改める。

71	県道高塚栗津線	加賀市打越町と5番地先から 加賀市打越町東38番地先まで	約1,050メートル	毎時30キロメートル	終日	車両（けん引③を除く。)
----	---------	---------------------------------	------------	------------	----	--------------

別表第11（最高速度の指定）寺井警察署管内の表に次のように加える。

147	市道小松インター線	能美市下ノ江町イ237番地先から 能美市中ノ江町と71番地1先まで	約1,400 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
-----	-----------	--------------------------------------	----------------	----------------	----	-------------------------

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表71、78、115、209の項を次のように改める。

71	県道松任美川線	白山市笠間町602番地先から 白山市宮保町2627番地1先まで	約1,400 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を除く。）
78	市道372号線、 D118号線	白山市西米光町ト98番地1先から 白山市石立町1084番地先まで	約2,050 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
115	市道宮保開発線	白山市村井町657番地先から 白山市宮保町2627番地1先まで	約1,600 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
209	県道中町美川停車場線、 県道松任美川線	白山市美川中町ヲ22番地先から 白山市西米光町ト98番地1先まで	約2,600 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表に次のように加える。

74	自動車専用道路 主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布ハ字16番地1 先から かほく市白尾ム之部2番地3先 まで	約6,820 メートル	毎時60キロ メートル	終日	自動車
----	------------------------	--	----------------	----------------	----	-----

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	自動車専用道路 主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字向栗崎チ2番地169 先から 河北郡内灘町字大根布ハ字16番地1 先まで	約3,030 メートル	毎時70キロ メートル	終日	自動車
---	------------------------	--	----------------	----------------	----	-----

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

174	市道羽咋286号	羽咋市鶴多町亀田58番地1先から 羽咋市太田町と74番地1先まで	約1,760 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
-----	----------	-------------------------------------	----------------	----------------	----	------------------------

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表12の項を次のように改める。

12	県道若部千里浜インター線、 市道羽咋286号	羽咋市中川町へ72番地1先から 羽咋市福水町リ15番地先まで	約2,490 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
----	---------------------------	-----------------------------------	----------------	----------------	----	-------------------------

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）金沢東警察署管内の表31の項を次のように改める。

31	市道広岡1丁目線2号	金沢市広岡1丁目115番地先から 金沢市広岡1丁目115番地先まで (金沢駅西広場方向から広岡交差点 に至る方向)	約30 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて1番目の車 両通行帯は左折、 2番目の車両通行 帯は直進、3番目 の車両通行帯は直 進、4番目の車両 通行帯は右折
----	------------	--	-------------	---	----	--

別表第18（駐車禁止）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

618	市道平和町2丁目線16号	金沢市平和町2丁目4番10号先から 金沢市平和町2丁目15番38号先まで	約300 メートル	終日	車両
-----	--------------	---	--------------	----	----

別表第20（停止禁止部分の指定）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

12	国道8号	金沢市駅西本町6丁目15番41号先 (道路標示等により表示する部分)		終日	車両
----	------	---------------------------------------	--	----	----

別表第2（一方通行の指定）大聖寺警察署管内の表35の項を次のように改める。

35	削	除
----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）大聖寺警察署管内の表177、178、179の項を次のように改める。

177	削	除
178	削	除
179	削	除

正 誤

平成25年11月1日発行の石川県公報第12643号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
1	石川県告示第439号	加賀市片山津町巳50番1地先	加賀市片山津町巳50番3地先